

「中小企業組合士」をご存知ですか？

「組合士」とは、全国中小企業団体中央会が実施する中小企業組合検定試験（詳細は当中央会へ）の3科目の試験に合格し、3年以上の実務経験を積んだ方だけに与えられる称号で組合運営のエキスパートです。ここでは、三重県内の組合士さんをご紹介します。

わたし、組合士です！

三重県コンピュータ業協同組合 竹内 芳生 さん



私が組合士を取得したのは、30年以上も前、1983年6月でした。組合士の制度が出来て9年目の頃です。当時は、別の組合の職員として従事していましたが、組合員数が多く、総代会制を採用し、理事会を月1回開催するなど、業務が多岐にわたる組合でした。

議事録の作成や様々な変更登記申請などの事務処理の方法や組合特有の会計を学びたいという意欲と、若かったので、“〇〇士”という肩書がつく資格に魅力を感じ、自ら受験を希望しチャレンジしました。28歳のときでした。

その後、現在の企業に就職して10年経ったとき、三重県コンピュータ業協同組合の事務を他社から引き継ぎ、自分が組合事務の担当になったときには、組合士の経験を活かして抵抗なく事務を進めることができました。

組合会計には、共同購買事業費や教育情報提供事業費といった特殊な科目があり、一般会計とは違うところもありますが、組合会計以外にも組合運営、組合制度について学ぶことで、組合事務の流れがわかり、専門的な用語がわかるようになるので、困ったときの事務処理等についても早く対応することができると思います。

組合に従事する方は組合士の資格を持っていた方が良いと思うので、ぜひ、興味をもって受験に臨んでください。

当社の社員は簿記など様々な資格を取得していますが、私と同じく組合事務に従事している者にはぜひ組合士を取得するようにと勧めており、今年1名受験する予定です。

1組合士 組合の明日を拓く組合士

**検定試験を受けて
組合士になろう!!**

平成27年度 中小企業組合検定試験 **12月6日(日)**

受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)

試験科目 組合会計 組合制度 組合運営

試験日 平成27年12月6日(日)

試験地 札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、宮崎、那覇

願書受付期間 平成27年9月1日(火)～10月15日(木)

受験料 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

お問い合わせ先

都道府県中小企業団体中央会 <http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

全国中小企業団体中央会 <http://www.chuokai.or.jp> TEL.03-3523-4907

お申し込み方法など詳しいことは
三重県中小企業団体中央会 企画情報課
TEL059-228-5195 へ
お問い合わせください。

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会